

矢部川学識者懇談会 規約（案）

(名称)

第1条 本会は、「矢部川学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

- 第2条 この懇談会は、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、国土交通省九州地方整備局が作成する「矢部川水系河川整備計画（大臣管理区間）（案）」及び福岡県知事が作成する「矢部川水系河川整備計画（指定区間）（案）」について学識経験者として意見を述べるものとする。
- 2 矢部川水系河川整備計画（大臣管理区間）（案）に基づいて実施される事業のうち、矢部川総合水系環境整備事業の計画段階評価、矢部川水系直轄河川改修事業の再評価について、また、矢部川水系河川整備計画（指定区間）（案）に基づいて実施される事業のうち、大根川河川改修事業、沖端川河川改修事業、沖端川高潮対策事業、塩塚川河川改修事業、塩塚川高潮対策事業の再評価について、学識経験者として意見を述べるものとする。

(組織等)

- 第3条 懇談会は、国土交通省九州地方整備局長及び福岡県知事が設置する。
- 2 懇談会の委員は、矢部川流域に関し、学識経験を有する者の中から、九州地方整備局長及び福岡県知事が委嘱する。
- 3 懇談会の委員の任期は河川整備計画の策定までとする。
- 4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

- 第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
- 3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公開)

第6条 懇談会は原則公開とする。公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

- 第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所及び福岡県南筑後県土整備事務所に置く。
- 2 事務局は、懇談会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成23年1月18日より施行する。

(附則)

この規約は、平成23年9月13日より施行する。

矢部川学識者懇談会 規約（案）

（原 案）

（目的）

- 第2条 この懇談会は、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、国土交通省九州地方整備局が作成する「矢部川水系河川整備計画（大臣管理区間）（案）」及び福岡県知事が作成する「矢部川水系河川整備計画（指定区間）（案）」について学識経験者として意見を述べるものとする。
- 2 矢部川水系河川整備計画（大臣管理区間）（案）に基づいて実施される事業のうち、矢部川総合水系環境整備事業の計画段階評価、矢部川水系直轄河川改修事業の再評価について、学識経験者として意見を述べるものとする。

（変 更 案）

（目的）

- 第2条 この懇談会は、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、国土交通省九州地方整備局が作成する「矢部川水系河川整備計画（大臣管理区間）（案）」及び福岡県知事が作成する「矢部川水系河川整備計画（指定区間）（案）」について学識経験者として意見を述べるものとする。
- 2 矢部川水系河川整備計画（大臣管理区間）（案）に基づいて実施される事業のうち、矢部川総合水系環境整備事業の計画段階評価、矢部川水系直轄河川改修事業の再評価について、**また、矢部川水系河川整備計画（指定区間）（案）に基づいて実施される事業のうち、大根川河川改修事業、沖端川河川改修事業、沖端川高潮対策事業、塩塚川河川改修事業、塩塚川高潮対策事業の再評価について、**学識経験者として意見を述べるものとする。